

第十七項中「同項」を「法人税及び地方法人税に係る同項」に改め、同条第十八項中「の規定の適用については、同法」を「並びに地方法人税法第二十六条第一項及び第三項の規定の適用については、国税通則法」に、「とする」を「と、地方法人税法第二十六条第一項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十条第三項（租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「更正の請求（同法）」とあるのは「更正の請求（国税通則法）」と、「及び第二項の規定」とあるのは「及び第二項の規定並びに租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定」と、「同条第三項」とあるのは「国税通則法第七十条第三項」と、同条第三項中「限る」とあるのは「限り、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同法」とあるのは「国税通則法」と、「又は第一項の規定」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定又は第一項の規定」と、「及び第一項の規定」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定及び第一項の規定」とするに改め、同項第一号中「課税標準等若しくは税額等」を「課税標準等（以下この項において「課税標準等」という。）若しくは同条第一項に規定する税額等（以下この項において「税額等」という。）」に改め、同項第二号中「この号」を「この

項」に改め、「加算税」の下に「(第四号において「加算税」という。)」を加え、同項に次の二号を加える。

三 第一号に掲げる更正決定に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき地方法人税に係る更正決定当該更正決定に係る地方法人税の国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限(第一号の法人税に係る更正が同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正である場合には、当該還付請求申告書を提出した日)

四 第一号に掲げる更正決定又は同号に規定する事実に基づいてする法人税に係る納税申告書の提出若しくは同号に規定する異動を生ずべき法人税に係る納税申告書の提出に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき地方法人税に係る更正決定又は納税申告書の提出に伴いその地方法人税に係る加算税についてする賦課決定 その納税義務の成立の日

第六十八条の八十八第十九項及び第二十一項中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加え、同条第二十二項中「第三百三十九条に規定する条約」を「第三百三十九条第一項に規定する租税条約」に改め、「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える。

第六十八条の八十八の二第一項中「法人税の額」を「法人税の額及び同項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額」に、「及び当該法人税の額」を「並びに当該法人税の額及び地方法人税の額」に改め、同項ただし書中「法人税の額以外」を「法人税の額及び地方法人税の額以外」に改め、同条第二項ただし書中「五十万円」を「百万円」に改め、「である場合」の下に、「その猶予の期間が三月以内である場合」を加え、同条第四項中「第四十七条第二項」を「第四十七条第一項中「第四十六条（納税の猶予の要件等）」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」と、同条第二項」に、「第三項まで又は第七項」とあるのは、「を」第四項までの規定による申請書の提出があつた」とあるのは」に、「（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」を「の申請がされた」に改め、同条第五項第三号及び第四号中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 新たに猶予に係る法人税の額及び地方法人税の額以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第六十八条の八十八の二第六項中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加え、「及び第十号」を削り、「同法第五十一条第一項中「納税の猶予）」を、「同条第十号中「納税の猶予又は）」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第五十一条第一項中「納税の猶予の要件等）又は」に、「納税の猶予）及び」を「納税の猶予の要件等）、」に、「納税の猶予）」とする」を「納税の猶予）又は」と、同法第五十一条の二第一項中「納税の猶予の要件等）」とあるのは「納税の猶予の要件等）又は租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」と、同条第二項第一号中「第三項まで」とあるのは「第三項まで若しくは租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項」と、同項第二号中「第三項まで」とあるのは「第三項まで若しくは租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項」と、「同法」とあるのは「国税通則法」と、「含む。」とあるのは「含む。」又は租税特別措置法第六十八条の八十八の二第五項第五号」とする」に改め、同条第七項中「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える。

第六十八条の九十第八項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六十八条の九十一第一項中「第十二項」を「第十四項」に改め、「除く。」の下に「及び地方法人税法第十二条」を加え、「同条第八項」を「法人税法第八十一条の十五第八項」に改める。

第六十八条の九十三の二第九項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六十八条の九十三の三第一項中「第十二項」を「第十四項」に改め、「除く。」の下に「及び地方法人税法第十二条」を加え、「同条第八項」を「法人税法第八十一条の十五第八項」に改める。

第六十八条の九十八第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百一第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百二の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百二の三の次に次の一条を加える。

(特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例)

第六十八条の百二の四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が関西

国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十条第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けて同法第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合には、その公共施設等運営権の設定は、その設定の日以後に終了する当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十三条第一項に規定する資産の販売等とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第六項第二号中「提供の期日」とあるのは、「提供の期日（租税特別措置法第六十八条の百二の四第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）」とする。

2 前項の公共施設等運営権の設定に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百四第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。
第六十八条の百七の次に次の一条を加える。

(連結法人の連結国外所得金額の計算の特例)

第六十八条の百七の二 連結法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各連結事業年度において、当該連結法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（第十項において「国外事業所等」という。）との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該連結法人の当該連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収益の額が過大となる時、又は損失等の額（当該内部取引に係る同法第二十二條第三項各号に掲げる額に相当するものをいう。）が過少となる時は、当該連結法人の当該連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引の対価の額とされるべき額について第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。

3 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人

の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人が第十項において準用する第六十八条の八十八第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該連結法人の各連結事業年度における内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するためには必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該連結法人の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するためには必要があるときは、前項の規定に基づき

提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

5 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

7 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

8 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

9 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

10 第六十八条の八十八第六項及び第十七項から第二十二項まで並びに第六十八条の八十八の二の規定は、国外事業所等を有する連結法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十八条の八十八第六項	第一項	第六十八条の百七の二第二項
第六十八条の八十八第七項	同項の	第六十八条の百七の二第二項の
第六十八条の八十八第八項	連結所得の金額又は連結欠損金額	法人税の額から控除する金額
第十八項	第十八項（	第二十項（連結法人の連結国外所得
	租税特別措置法第六十八条の八十八	租税特別措置法第六十八条の百七の

	<p>金額の計算の特例)において準用する同法第六十八条の八十八第十八項</p> <p>(</p>
及び同法	<p>及び同法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法</p>
又は租税特別措置法	<p>又は租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法</p>
(租税特別措置法	<p>(租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法</p>
並びに租税特別措置法	<p>並びに租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法</p>
、租税特別措置法	<p>、租税特別措置法第六十八条の百七</p>

<p>第六十八條の八十八第 十八項第一号及び第十 九項</p>	<p>当該連結法人に係る国外関連者との 取引を第一項に規定する独立企業間 価格と異なる対価の額で行つた</p>	<p>の二第十項において準用する同法 第六十八條の百七の二第一項に規定 する内部取引の対価の額とした額を 同項に規定する独立企業間価格と異 なる額とした</p>
<p>第六十八條の八十八第 二十一項</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法第六十八條の百七の 二第十項（連結法人の連結国外所得 金額の計算の特例）において準用す る同法</p>
<p>第六十八條の八十八第 二十二項</p>	<p>連結法人に係る国外関連者 の居住者又は法人とされる</p>	<p>連結法人の第六十八條の百七の二第 一項に規定する国外事業所等 に所在する</p>
<p>国外関連取引に係る第一項に規定す</p>	<p>第六十八條の百七の二第一項に規定</p>	

第六十八條の八十八の 二第四項	る	する内部取引に係る同項に規定する
第六十八條の八十八の 二第六項	第六十八條の八十八の二第二項（	第六十八條の百七の二第十項（連結 法人の連結国外所得金額の計算の特 例）において準用する同法第六十八 條の八十八の二第二項（
第六十八條の八十八の二第二項の	第六十八條の百七の二第十項（連結 法人の連結国外所得金額の計算の特 例）において準用する同法第六十八 條の八十八の二第二項（	第六十八條の百七の二第十項におい

		<p>て準用する同法第六十八條の八十八の二第一項の</p>
	<p>猶予の要件等）、</p>	<p>猶予の要件等）の規定、</p>
	<p>猶予）又は</p>	<p>猶予）の規定又は</p>
	<p>若しくは租税特別措置法</p>	<p>若しくは租税特別措置法第六十八條の百七の二第十項において準用する同法</p>
	<p>含む。）又は租税特別措置法</p>	<p>含む。）又は租税特別措置法第六十八條の百七の二第十項において準用する同法</p>

11 第三項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前

項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の百八第三項中「法令の規定」の下に「及び地方法人税法その他地方法人税に関する法令の

規定」を加える。

第六十八条の百十第二項及び第六十八条の百十一第二項を削る。

第六十九条の五第一項中「第七十条の七の四」を「第七十条の七の五」に改める。

第七十条の二第二項第三号中「住宅用家屋で」を「住宅用家屋（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第七項において同じ。）又は経過年数基準（住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）に適合するものに限る。）で」に改め、同条第九項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日（以下この項において「取得期限」という。）までに当該住宅取得等資金の全額を建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「要耐震改修住宅用家屋」という。）の取得のための対価に充てて当該要耐震改修住宅用家屋の取得をした場合において、当該要耐

震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、取得期限までに当該耐震改修により当該要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅用家屋の取得は既存住宅用家屋の取得と、当該要耐震改修住宅用家屋は既存住宅用家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。

第七十条の三第三項第三号中「住宅用家屋で」を「住宅用家屋（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第七項において同じ。）又は経過年数基準（住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）に適合するものに限る。）で」に改め、同条第八項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、当該贈与により住宅

取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日（以下この項において「取得期限」という。）までに当該住宅取得等資金の全額を建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「要耐震改修住宅用家屋」という。）の取得のための対価に充てて当該要耐震改修住宅用家屋の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、取得期限までに当該耐震改修により当該要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅用家屋の取得は既存住宅用家屋の取得と、当該要耐震改修住宅用家屋は既存住宅用家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。

第七十条の四第一項中「農地法第三十二条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む）

第一号において同じ。）に係る」を「利用意向調査（農地法第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規

定による同法第三十二条第一項に規定する利用意向調査をいう。第一号において同じ。）に係るものうち政令で定める」に改め、同項第一号中「農地法第三十二条の規定による通知」を「農地法第三十六条第一項の規定による勧告（当該農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第三項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域外に所在する場合には、農業委員会その他の政令で定める者が、政令で定めるところにより、当該農地の所在地の所轄税務署長に対し、当該農地が利用意向調査に係るものであつて農地法第三十六条第一項各号に該当する旨の通知をするときにおける当該通知。第十項第二号において同じ。）」に改め、同項第四号中「第三十四項第一号」を「第三十五項第一号」に改め、同条第四項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第十項第二号中「第三十二条の規定による通知があつた日（同条ただし書の規定による公告があつた場合には、当該公告があつた日）」を「第三十六条第一項の規定による勧告があつた日」に改め、同項第三号中「農業経営基盤強化促進法第八条第一項」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改め、同条第十一項中「同項第一号又は」を「同項第一号若しくは」に、「農地又は」を「農地若しくは」に改め、同条第十五項中「採草放牧地を」を「採草放牧地（当該譲渡等が第二項

第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地を」に改め、同条第三十八項を同条第三十九項とし、同条第三十五項から第三十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十四項第四号中「第二十九項」を「第三十項」に改め、同項第五号中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「第二十九項」を「第三十項」に、「第三十項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「第二十九項又は第三十項」を「第三十項又は第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項を同条第三十二項とし、同条第三十項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第三十三項及び第三十四項第一号」を「第三十四項及び第三十五項第一号」に、「第三十一項第三号」を「第三十二項第三号」に、「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第二十九項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第二十九項又は第三十項」を「第三十項又は第三十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第

二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項第三号中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16 第四項の場合において、同項に規定する譲渡等（第一項の規定の適用を受ける農地等のうち第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡に限る。）があつた日から一年以内に、第一項の規定の適用を受ける農地等以外の同号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地（同項本文の規定の適用を受ける受贈者が